

入札告示（「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者研修」企画運営等業務）

札幌市告示第 683 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 2 月 17 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-0007 札幌市中央区北 7 条西 26 丁目

札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課 電話 011-622-8620

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者研修」企画運営等業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日（土）までとする。

(4) 履行場所 仕様書により別途協議して定める場所

(5) 入札方法

入札書の記載方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において業種が大分類「一般サービス業」のうち中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」又は「その他サービス業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独で

入札参加を希望していないこと。

- (6) 官公庁において、過去に研修、会議、ワークショップ等の企画・運営業務の契約実績を有する者であって、当該役務の提供が十分に可能な者であること。
- (7) 札幌市内に本店、支店又は営業所等の活動拠点を有していること。
- (8) 個人情報取扱安全管理基準に適合している者であること。

4 入札説明書の入手方法

上記 1 の場所で入手できる。なお、交付する期間は、この告示の日から入札日の前日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）の毎日、8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。また、札幌市子ども未来局ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和 7 年 2 月 27 日（木）17 時 00 分（送付による場合は必着）
- (3) 開札の日時及び場所
令和 7 年 2 月 28 日（金）11 時 00 分
札幌市児童相談所 1 階処遇会議室
- (4) 入札書の提出方法
別紙 1 の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

6 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 最低制限価格の設定 無
- (5) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格

をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記3に掲げる競争入札参加を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 本調達に係る令和7年度予算が成立しなかった場合は、入札を取り消す。

(8) 詳細は入札説明書による。